

はりま津波ひなんウォーキングの参加者を募集します

▼問合せ 危機管理グループ ☎079(435)0991
11月2日(土)の大中遺跡まつりの実施にあわせ、令和元年度播磨町津波避難訓練として「はりま津波ひなんウォーキング」を実施します。

一人ひとりが津波から身を守る意識を高め、かけがえない命を守るためのウォーキングです。お一人様、ご友人やご家族との参加はもちろん、地域や事業所単位などでもぜひご参加ください。

先着300人に、参加賞をプレゼントします。終了後は、多彩な催しがある大中遺跡まつりもお楽しみください。

ひなんウォーキングの内容

事前に参加登録をしてください。



①あらかじめ、大中遺跡公園（または野添北公園）までのウォーキングコースを考える



②前日までに、当日のご都合にあわせて「津波ひなんウォーキング」開始時刻を決める



③開始時刻になったら、3分間地震の揺れから身を守る行動を行う



④その後、大中遺跡公園（または野添北公園）に向け「津波ひなんウォーキング」を開始する

⑤大中遺跡公園（または野添北公園）に到着したら、大中遺跡公園内の受付ブースに行き「はりま津波ひなんウォーキング タイムテーブル」を提出する

お帰りの際は、大中遺跡まつりで運行されているシャトルバスもご利用ください。

▼参加方法 「はりま津波ひなんウォーキング参加資料」に同封されているエントリーシートで、事前に参加登録をお願いします。参加資料は、町ホームページまたは、町内公共施設で手に入れることができます。

▼参加登録締切日 10月18日(金)

スマートフォン用防災アプリ「みたちょ」

町では、スマートフォン用防災アプリ「みたちょ」の活用を推進しています。

このアプリは、スマートフォンのカメラとGPSを活用し、任意の避難場所までのおおむねの方向と距離を画面に表示させ、避難誘導を行う仕組みです。



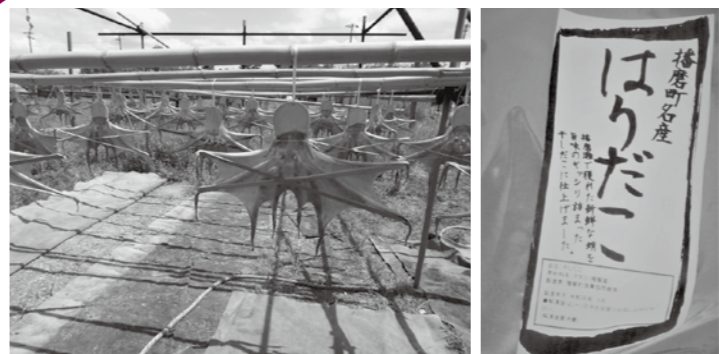
詳しくは播磨町ホームページをご覧ください。

太陽の日差しをたっぷり浴びた干しだこ「はりだこ」の販売

播磨町漁業協同組合ではタコの旨味のギッシリ詰まった「はりだこ」を販売しております。数に限りがございますので、この機会にぜひご賞味くださいませ！

▼価格 1枚2千円(税込)

※商品の鮮度を最大限に保つため、真空パック後冷凍保存しております。解凍後は冷蔵保存で1週間を目安にお召し上がりください。



▼購入方法 まずはお問い合わせください。組合事務所でお支払い(現金)、商品のお渡しをさせていただきます。

▼販売元 播磨町漁業協同組合(古宮768番地)

☎078(942)1912
☎078(942)1933

Eメール harimacho_jf@yahoo.co.jp



▲タコ飯なら約1升分作れる大きさです！

年金

免除された国民年金保険料の追納ができます

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079(427)4740
保険年金グループ ☎079(435)2581

収入の減少や失業などにより国民年金保険料を納めることが困難な人のために、保険料の免除・納付猶予制度が設けられています。免除には、全額免除、4分の3免除、半額免除、そして4分の1免除の4つの種類があります。

これらの免除が承認された期間は、老齢・障害・遺族の各基礎年金を受けるための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額を計算するときは、免除の種類に応じて減額されます。

保険料を全額納めたときを1とすると、全額免除期間は2分の1、4分の3免除期間は8分の5、半額免除期間は4分の3、4分の1免除期間は8分の7で計算されます。

なお、平成21年3月以前に免除を受けた期間は、全額免除期間は3分の1、4分の3免除期間は2分の1、半額免除期間は3分の2、4分の1免除期間は6分の5で計算されます。

また、納付猶予と学生納付特例によって保険料の納付を猶予された期間は、受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

追納で年金額をアップ

これらの保険料の免除・納付猶予や学生納付特例が承認された期間については、10年以内であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

追納に関する注意事項

①追納できるのは、追納が承認された月から起算して10年以内に限られています。

②追納できる期間の順序は、原則として先に免除された期間からとされていますが、納付猶予期間と学生納付特例期間がある場合は、この期間から先に追納することも選択できます。

③保険料の免除・納付猶予や学生納付特例が承認された期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納するときは、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

令和元年に追納する際の保険料は、表のとおりです。

追納の手続

追納を希望するときは、「国民年金保険料追納申込書」を加古川年金事務所または保険年金グループに提出します。この申込書には、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の期間を確認して記入することになっています。追納の申し込みを行い、厚生労働大臣の承認を受けたのちに、通知書と納付書が送られてきます。

必要書類

①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
②印鑑(朱肉を使うもの)

追納保険料(月額)

	全額免除 学生納付特例納付 猶予	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成21年度	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
22年度	15,540円	11,650円	7,770円	3,880円
23年度	15,320円	11,490円	7,660円	3,830円
24年度	15,170円	11,380円	7,590円	3,790円
25年度	15,150円	11,360円	7,570円	3,790円
26年度	15,300円	11,470円	7,640円	3,820円
27年度	15,620円	11,710円	7,810円	3,910円
28年度	16,280円	12,200円	8,140円	4,060円
29年度	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円
30年度	16,340円	12,250円	8,170円	4,080円

※平成29年度・30年度は追納加算額はありませぬ。